

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	434 健康診査事業(補助金分)	会計	01	一般会計
		款	04	衛生費
		項	01	保健衛生費
		目	01	保健衛生総務費
基本 施策	01 10万市民の健康を維持する	細目	240	保健事業
		細々目	53	健康診査事業(補助金分)
行革大綱の重点事項番号				
担当部署	コード	130900		担当者
	名称	健康福祉部	健康推進課	氏名
			入本 理	連絡先
			22 - 9653	(内線) 2713

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	40歳以上の市民(医療保険未加入者)	※対象件数
成果(どうする)	生活習慣病等の早期発見につながる	
根拠法令・要綱等	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律	
開始年度	平成 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
事業内容	H21 特定健康診査の実施(健診項目:問診・身体測定・理学的検査・血圧測定・尿・循環器検査・貧血・肝機能・腎機能・血糖値等を県内医療機関に委託)	
	社会情勢の変化等 20年度からの医療制度改革により、特定健診(各保険者が実施)に移行のため、健診対象者は健康増進法による生活保護受給者に変更	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
健康診査受診者数	人		目標	100	目標	100
			実績	116	実績	91
			目標		目標	
			実績		実績	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
健康診査受診率	分子(受診者数):分母(対象者)	%		目標	12.7	目標	12.7
				実績	14.7	実績	10.5
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
直接事業費計(A)	24,001	35,773	40,330	40,300				
Aの財源内訳								
国庫支出金		16,185	8,016	8,016				
県支出金	433	459	1,112	1,445				
地方債								
その他								
一般財源	23,568	19,129	31,202	30,839				
事業投入人件費(B)	0.1人	720	0.2人	1,440	0.2人	1,440	0.2人	1,440
フルコスト(A)+(B)	24,721	37,213	41,770	41,740				

事務事業の評価(Check)

	判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	○
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	○
効索性	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	○
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	○
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
達成度	民間のサービスだけでは市場全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	○
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	○
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
効率性	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	○
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
	市民が高額な健康診査費用を必要とし、受診率の低下を招く。	○
	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
有効性	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	○
	サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
	当初設定した計画を 60%以上80%未満 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	予算の繰越の有無 無	受診勧奨のため啓発活動・保健指導の参加機会の拡大に努める。
その他	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
受給者負担を求められることができる事業である。	全体コストにおける負担構成は適正である。	○
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	
	特定健康診査は、生活保護受給者を対象としており、受益者に負担を求めることはできない。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	20年度からの医療制度改革により、特定健診(各保険者が実施)に移行。なお、受診医療機関は県内に拡大。
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	検査項目に心電図検査を必須と位置づけた。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	清水 健司
【方向性】	現状維持
【理由】	法に基づいた事業であり、生活習慣病の発見・予防について必要不可欠の事業であるため、現状維持としたい。
現時点における課題、その他	生活保護世帯の特定健診受診率が低い。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	平成23年7月までに、特定健診制度のチラシを保護世帯に対して数回配布する。